

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

(主な内容・目次)

静岡県都構想 森裕之講演・・・・・・・・・・1～4

投稿

大阪都構想の住民投票から何を学ぶか・・5～14

静岡大学教授 川瀬 憲子

第1回国保問題研究会開催される・・・・・・・・15

こども医療費助成制度に関する市町アンケート結果について（入院食事代を助成の対象に）・・16

保険医協会 村山 俊一

安倍首相の原発再稼働の論理への反論・・17～20

地方自治研究所副理事長 林 克

適正な指定管理者制度を考える研究会で事業者にアンケートを実施しまとめる・・・・・・・・21

地方自治



ネットワーク

しまおか

No68号

2016年 3月 1日



静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目 2-1

セカイム BD 7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060

Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・三橋良士明

編集人・志田

剛



黒河内岳(笹山)は、静岡県と山梨県の県境にある山で、標高 2,717m の南峰と眺望の良い標高 2,733m の北峰がある。登山口からの標高差は 1,900m。装備を軽くして日帰りで臨んだ。往復で 10 時間にも及ぶ山行。山頂からは塩見岳、荒川岳など南アルプスの大展望が待っていた。

静岡県地方自治研究所理事 村山 俊一

自治研主催「静岡県都構想」講演会を開催！

大阪自治体問題研究所の森裕之立命館大学教授迎えて



1月11日に「静岡県都構想」講演会を開催しました。森先生の講演は90分に及びました。

この講演すべてのテープ起こしを検討しましたが、県都構想の本質的な部分に限定しました。ご了承下さい。後段で川瀬憲子理事長代行に「静岡県都構想をめぐる問題点」として改めてまとめの文章を寄せていただきました。

尚、森講演の小見出しは事務局が付けたものです。

森裕之先生の講演（はじめの30分の部分です）

本日は静岡県県都構想ということで、中々大阪の外でお話することがないので大阪の問題の一端を話す機会を持っていただいて有難いと思っています。

「県都構想」に取り組む視点に

この問題は6年7年かかって今までできてまだ終わっていないんですけど、そういう中で都構想についての争点はかなり明確になった、ほぼ争点は出尽くしたと言っていいと思います。後は市民がいかに騙されないかという話でありまして、もし静岡の中でも「県都構想」の話が進んでいくとすれば、地方自治研究所や関係者の方々が尽力して行かないといけない問題、その時の視点を提供したいと思っています。

「都構想」は前近代的な制度

まず静岡県都構想、思いつきと詭弁の代物か、思いつき以外のものではありません。それは何故そういうことを言うかということ。都構想なるものが近代の制度からするととんでもない制度であることが分かるわけです。

この図（パワーポイント資料 No3）は、日本の地方自治制度、都道府県と市町村との関係を表しています。ここからここまでは普通の市町村、普通地方公共団体です。静岡市・浜松市は一番右の政令市、この線が都道府県のラインです。

県との関係でどれぐらいの権限が

県との関係でどれぐらいの権限を持っているのか。政令市があり中核市があり一般市町村があり特別区がある。1人前の市町村と言うのは、どういう風にまともかと言うと、静岡市民は静岡市に税金を払う、その税金を使って静岡市役所が静岡市民のための行政を行うのが普通の市町村です。特別区と言うのは普通の市町村、自治体ではないのです。一応法律上は地方自治法上の基礎自治体の扱いではありますが。1人前の自治体ではない。

どういうことかと言うと、日本であるのは東京都の23区だけです。都構想というのは東京都をモデルにしています。世界的にみても広域自

治体、日本でいうと都道府県ですね。広域自治体が大都市から税金を奪って自分が好きなように使う、そういう制度を取っているところは殆どありません。独裁国家みたいなところで大都市の権限・税金を奪って好きなように広域自治体を使う、一般の国ではありません。

日本の東京と言うのは異常な制度なのです。東京の23区という特別区があります。一応自治体なのです。首長もあれば議会もあります。選挙で選ぶわけです。特別区という基礎的自治体の住民は自分たちの税金の殆どを東京都に納めます。静岡市民の方は、県にも税金を納めますが、市民税は静岡市に納めます。ところが東京都の特別区の人には本来は区民税として特別区に納めなければならないものを東京都へ渡すわけです。

例えば静岡市民は固定資産税を払っているが静岡市に払っている。それを静岡県に渡すのです。俺が払った固定資産税どこに使うのか、どっか分からないところに使う。これが特別区の制度です。普通に考えればとんでもない制度なのです。

戦時中に東京市が邪魔だった。日本政府は大都市が怖かった。大都市というのは力を持っているし、うるさい、潰してしまえということで東京市を潰して特別区という得体の知れない中途半端な自治体にして東京都という広域自治体が諮問するようにした、今これが特別区に残存しているわけです。前近代的な制度なのです。

「静岡県都構想」の本質は

川勝知事は静岡市をこれにしたいと言っているわけです。本質は静岡市がなくなるということです。

二重行政はどうか、そんなことは計算しませ

ん。普通の感覚でいけばそんなことは論外です。静岡市でも二重行政はどうかとそっちに話を持って行かれると本体が見えなくなってしまう。

要するに、権限が殆どなくなるような自治体にするというのが県都構想です。

ちなみに浜松市は特別市にする、これは都道府県と同じにすると、つまり静岡県はなくなるんです。静岡県が2つになるということです。静岡県が分割される、浜松県と残り静岡県、2つの県になってしまいます。

川勝知事の発言を聞くとどうも議論が揺れ動いているような感じがします。行政のトップを1人にしたい。要するに知事だけでいいんだと。市長を副知事にしたい、それは言わば静岡市は部局のようなものにするということです。

「総合区」か「特別区」か

「総合区」とか「特別区」とか言っていますが、「総合区」というのは地方自治法で言うところのものです。

政令市というのは行政区があります。東京の特別区は違う、あれは自治体です。葵区とか駿河区というのは行政区なので単なる区域の名前です。

大阪でも「東京の新宿区とか世田谷区とか見て下さい。首長を選べるし議会もあるではないか」と言ったがあれは詭弁です。名前が「区」というだけで比較するものが違うのです。比較するというなら大阪市そのものと比較しなければならないのです。何故なら基礎的自治体だからです。

「皆さん葵区の区長とか知らないでしょう。東京の区のような向うの方がいいでしょう」何度も言うようですがこれは詭弁なのです。川勝知事は葵、駿河、清水の3行政区を特別区にする、総合区ではなく、こちらの特別区にする、こちらの方が本音のようです。こうなったら今の行政区が3つのバラバラになるということで

す。全くバラバラの市民にするということです。

県都政令市には二重行政が

川勝知事の問題意識は県都政令市、静岡には2つの政令市があると思いますが、県都政令市の方で二重行政ないしは二元行政があると。これを何とかしなければならない。何か無駄があるのか。大阪の場合は何もなかった。いい加減なのです。何か無駄が有りそう。これを解消するには2つの方法がある。一つは県又は市を潰してしまう。もう一つは話し合いで決める。しかしこちらはすでにあるのです。「調整会議」というものが。

県立体育館と市立体育館、どうもあまり使われていない、無駄がある。こういう場合があると思います。

あるとすれば、話し合いでやればいいわけです。

静岡の場合、静岡市を下部機関にするというのはどうも調整会議みたいなものと考えているわけです。これはA型と呼んでいます。そんなごちゃごちゃ話し合いなんかあかんという場合に静岡市を廃止していいんだというのがB型と呼

んでいます。

都構想と言うのはこちらのB型です。こちらのB型を考えています。大阪都構想の住民投票の時、何故賛成ですかという問いに一番多かったのは「思い切った改革が必要だから」、これが40%でした。何をやってもいいんだと。そういう市民の動向を見ていると何か派手なことを打ち上げた方が政治家としては得なわけです。

浜松市を特別市に静岡県をなくす

面白いですね。川勝知事は静岡市を潰して従属都市にするんだけど、浜松市は特別市にして静岡県をなくすわけです。旧静岡県と新浜松県の2つです。そういうことを言っています。税金も県に払わなくなる。浜松市役所に払うようになるわけです。

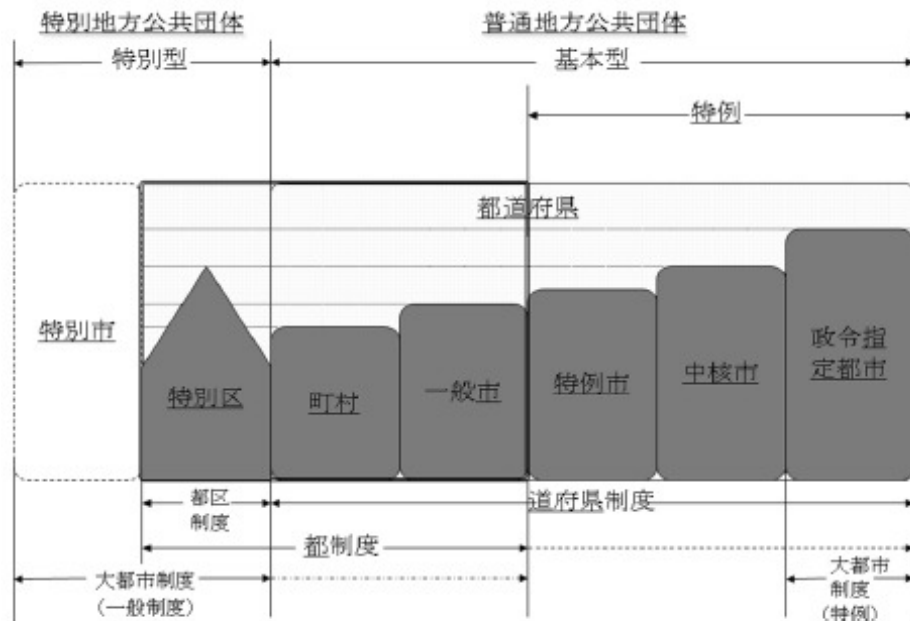
県都構想の全体像は、県は静岡市を特別市にすることでその権限と財政を吸い上げる、そして浜松市を特別（自治）市にすることで、静岡県を分割する。浜松市が特別市になることで失われる財源を静岡市（＝特別区）から補てんしようとしているということです。



講演会は静岡労政会館で行われ51名が参加。
写真は熱心に講演に耳を傾ける参加者の皆さん



日本の地方自治制度と大都市制度



(注) 図中、下線を引いた部分は地方自治法上の用語である。

出所)大杉寛「日本の大都市制度」財団法人 自治体国際化協会(CLAIR)・政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター(COSLOG)

3

「都構想」とはこれだ

- 政令市の「**廃止**」
当該政令市は地図上・歴史上から消滅します。
- 政令市の「**分割(解体)**」
現在一つの自治体である政令市は複数に分割され、それぞれ別個の自治体になります。
- 大阪府の「**従属団体化(内部団体化)**」
府県と対等な関係にある自立した政令市は、府県(都)に権限と財源を握られた従属自治体になりさがります。
- 市民の「**解散**」
それぞれ別々の住民になります。

9

—大阪都構想の住民投票から何を学ぶか—

川瀬憲子（静岡県地方自治研究所理事長代行・
静岡大学教授）



写真は講演会で冒頭挨拶を行う川瀬理事長代行

はじめに

2015 年 5 月に、静岡県川勝知事が「静岡県都構想」を発表してから 9 ヶ月経つ。それはちょうど、大阪市において、当時の橋下徹市長（大阪維新の会代表）が掲げる「大阪都構想」をめぐる住民投票が実施された時期でもあった。大阪都構想は、大阪市を廃止して現在の 24 区を 5 つの特別区に再編成しようとしたものである。昨年 5 月 17 日に実施された住民投票においては、反対票が賛成票を上回ったが、これは学習型住民運動による成果と評することもできる。

大阪都構想で強調されていたのは、二重行政の排除と行政の効率化であるが、この論理に対して、どのような反対論が展開したのか、何が争点となっていたのかを整理しておくことはきわめて重要な課題であると思われる。ここでは、静岡県都構想について簡単に紹介した上で、大阪都構想で何が問題だったのかをみておくことにしたい。結論から言えば、地方自治、住民自治、地域経済の発展すべてにおいて、デメリットしか存在しない構想だということである。

I 静岡県都構想とは

静岡県都構想は、「特別区」を設置し、「県都」として県が一元的に治めるという「静岡型県都構

想」である。行政トップを現在の静岡県知事と岡山市長から一人に集約し、静岡市長は市担当の副知事に就くとするもので、①静岡市を存続させるタイプ（A型）と②静岡市を廃止するタイプ（B型）に分かれる。前者は政令指定都市としての権限は残されるが、実際には市は県の直轄下部組織となるのに対して、後者は、静岡市を廃止して葵区、駿河区、清水区 3 つの「特別区」が置かれることとなり、3 つの区はすべて県の従属団体となる。いずれにしても、政令指定都市としての県庁所在地である静岡市のもつ権限がなくなるというもので、世界的にみても、このような制度をもつ国はほとんど存在しない。

また、浜松市の場合には、川勝知事によれば「歴史も風土も駿府と違う。『特別自治市』を目指して自立する方向が望ましい」（『静岡新聞』2015 年 5 月 19 日付）と評していることからわかるように、静岡県から切り離されることとなる。このため、浜松市は、①「特別（自治）市」は県の枠組みからは外れることとなり、②「特別（自治）市」の住民・事業所は県税を支払わない代わりに、警察や教育などの県の行政機能を自ら実施しなければならないこととなる。

したがって、静岡県都構想では、静岡県は、①静岡市を廃止して「特別区」とすることで、その権限と財源を県に吸収し、②浜松市を「特別（自治）市」にすることで、静岡県を分割し、③浜松市が特別（自治）市になることによって失われる財源を、静岡市域の「特別区」から補てんしようとしているといった構図がみえてくる。静岡市域の「特別区」では、個人住民税を除く固定資産税や法人住民税が県に吸収されるために、自主財源はほとんどなくなることとなる。また、「自立」を求められる浜松市は、警察や教育などの県の行政サービスを実施することを余儀なくされるため

に、財政的にはさらに厳しくなることが予想される。

静岡県の資料によると、県都構想のメリットとして、①住民自治の強化による行政サービスの充実、②二重行政の解消による一元的な行政運営の実現、③県都にふさわしい広域的な視点に立った地域づくりの推進が掲げられている。

まず、①の住民自治の強化につながるのかといった点については、静岡市域の「特別区」では、財政自主権が保障されなくなり、県の直轄下におかれることから、住民自治からはさらに遠のくこととなる。②の二重行政の排除と一元的な行政運営については、本来、政令指定都市制度自体が、1956年に大都市の自治を保障し二重行政排除を目的に創設されたものであり、知事と市長との間の話し合いで調整すべき問題である。住民に身近な基礎自治体である市町村に自治権と財政権を付与し、県は広域的な調整を行うといった役割を有しているはずである。県都構想は、本来の団体自治、住民自治のあり方からみて逆行する論理であるといえる。③地域づくりにおいても、広域的行政サービスが想定されているが、少子高齢社会となり、地域福祉や防災など住民に身近な狭域的サービスが重要視される時代からみれば、まったく逆の論理であるといわざるを得ない。

現在、静岡市も浜松市も「平成の大合併」期にそれぞれ広域的な合併を実施し、政令指定都市となって「区」が置かれているが、周辺部の衰退が加速化するなどといった合併による弊害も大きい。静岡県都構想は、道州制をにらんだ構想でもあり、もし道州制への足がかりとなれば、合併以上に地域内格差の拡大をもたらす可能性が高いことを考えておく必要がある。

II 大阪都構想の事例から学ぶもの

(1) 政令指定都市としての権限と財源の喪失

大阪都構想は、政令指定都市である大阪市が「廃止」となり、「分割（解体）」されてそれぞれ別個の自治体となり、大阪府の「従属団体（内部団体）」となって、大阪市民は解散となるといった構想である。大阪府と大阪市といった対等な関係

から上下関係になるという構造である。団体自治という側面でも、政令市としての都市づくり権限（市街地再開発、一定規模以上の公園など）、都市政策の権限（教育、交通基盤整備、雇用施策などの産業政策、貧困対策、下水道、消防などの権限がなくなることとなる。

また、大阪市域の「特別区」の財源も大幅に失われることとなる。森裕之氏の試算によれば、大阪市予算（一般財源）8400億円のうち、4分の1強にあたる2300億円が大阪府に移転されることとなる。また、大阪市税6300億円のうち、4300億円が大阪府税となり、大阪市特別区には2000億円しか残らない。国の補助金や起債（特定財源）は、一般財源に基づいて計算される仕組みになっているため、総予算規模では約1.7兆円もの財源が大阪府の財源となる。それを何に使うのかといった疑問が残される。カジノ整備費5200億円などに使われる可能性も高く、大阪府に移転される特別区（大阪市）の予算額は最終的には大阪府が決定することとあるため、「特別区」には財政権すら保障されないこととなる。

資産についても、大阪市の保有資産（11.5兆円）のうち、大阪府が半分近い5.2兆円を吸収することとなる。大阪市「特別区」に残る資産6.3兆円のうち、一部事務組合に1兆円が移される。大阪市のもつ株式1200億円、出資による権利2300億円、債権800億円、基金4600億円も、大阪府へ譲渡されることとなり、負債の一部が府に移管されるもののこれまで大阪市が築いてきた資産の大半が喪失することになるのである。

(2) 住民サービスカットと職員削減

大阪都構想による行政サービスや職員削減の問題も大きな争点である。大阪府に財源と権限を集中させることによって、新たな広域自治体をつくり、それによって二元行政を解消して、広域行政を一元化することを狙いとしている。「特別区」には住民に身近な自治機能をおくということになっているが、そもそも大都市には広域行政機能が不要なのかといった疑問が残る。

大阪市を廃止、分割（解体）、従属団体化して、

その権限、税財源、資産の大半を大阪府が譲り受け、それによって「小さな政府」を推し進めること、つまり、自治体職員のリストラ、公共事業や住民サービスのカット、民営化・民間委託・売却を行うことが構想の実態である。府市職員数約3万人体制を2万6000人の規模にまで縮小することとなり、国民健康保険事業、介護保険事業、水道事業及び工業用水道事業、住民情報系システム、児童自立支援施設、特別養護老人ホームなど、おびただしい数の事業が、「遠く離れた」一部事務組合（仮称、大阪特別区事務組合）へ移されることとなる。医療・介護・福祉施設などの一層の民営化、指定管理者制度への移行、廃止が加速化されることとなり、住民サービスは当然のことながら大幅にカットされる可能性が大きい。

(3) 財政調整制度の現実—格差是正ではなく行政改革の推進

大阪市の一般財源等の予算額が8400億円で、そのうち大阪市から大阪府へ2300億円の財源が移管されるが、さらにその半分の財政調整財源が大阪府の「特別会計」に繰り入れられて残りは「一般会計」に算入されることとなる。ちなみに、財政調整財源の割合については大阪府の条例で定められることとなる。「特別区」に残る約6200億円のうち、3200億円（52%）は大阪府の特別会計から再配分されるが、一部事務組合への財源約1000億円が拠出されるため、「特別区」に残る財源はさらに少なくなる。

都構想では、財政調整前には「北区」で355億円、「中央区」で679億円の黒字になる一方で、その他の3区（西区、東区、南区）は142億円～473億円の赤字となる計算だが、財政調整によって、各区の財政収支をすべてゼロとし、人口一人当たりの歳入格差についても2.8倍の開きを1.2倍にまで是正することが謳われている。しかし、ルールが明確でなければ、骨肉の争いになりかねない。大阪府と「特別区」の間で事務配分と財源配分をめぐって政治的な争いが続くこととなるが、大阪府の権限が大きく、各「特別区」に対して、これまで以上に行政改革や予算削減が求められて

いく可能性が高い。とくにターゲットとされるのが、医療や福祉などの分野である。

(4) 府市再編による影響—二重行政削減効果は1～2億円

大阪都構想では大阪市の財源2300億円が大阪府に移管されるが、その額は人件費とほぼ同額であり、扶助費の半分、土木費の1.5倍、教育費の2倍以上に相当する額である。府市再編による効果の試算では、「削減効果」として一般財源で168億円とされているが、その内訳は、地下鉄・バス民営化、ゴミ処理民営化、府市病院経営改善が大半を占める。

地下鉄を民営化しない場合は64億円にすぎない。

また、二重行政として問題視されているB項目について詳しくみると、いわゆる「削減効果」はわずか1～2億円程度である。職員数の削減が105億円、イニシャルコストは約600億円～680億円（主に庁舎改修経費・新庁舎建設経費、システム改修経費）、ランニングコストは約15～20億円もかかる計算になる。つまり、30年間でみれば、イニシャルコスト600億円に、ランニングコスト600億円（20億円×30年）を加えた合計額は、実に1200億円にものぼる。つまり、「大阪都構想」で問題視されていた論理とはまったく別のものでしか「削減効果」は説明できないというのが実態である。

Ⅲ 各政党会派による大阪都構想批判の論点

大阪都構想に対しては各政党会派からも批判が行われた。自民党議員団は、①二重行政の解消は現行制度でも可能、②「大阪都」になっても、財源は生まれない、③特別区で住民サービスがどうなるのか不明、④法定協議会での議論が尽くされていない、⑤一部事務組合は「ニア・イズ・ベター」に反する、⑥大阪市の解体で高度なサービスが低下する、大阪市において徹底した「都市内分権」をはかるべきといった点を指摘した。

また、民主党系会派は、①特別区は「地域のまちづくり」しか許されない、②特別区は財政調整に頼る不完全な自治体となる、③二つの強力なエ

ンジンのうちの 하나가なくなる、④広域行政の一元化で無駄がなくなる保証はない、⑤歴史・生活実態が区割り案に反映されていない、⑥経済効果はほとんど計上できない状態であり、しかもそれらは都構想による効果ではない、⑦巨大な一部事務組合は「バーチャル政令市」である、⑧財政の黒字化は土地売却益、地方債の活用、基金取り崩しなどによるものであり、数字の操作であるといった批判を行った。

さらに、日本共産党市会議員団は、①二重行政で4000億円出すというのは絵空事、②再編コストが嵩むために7区案はありえない（特別区の人口規模が大きくなりすぎる）、③特別区によっては庁舎用に借りる民間オフィスビルが足りない、④税収の高い特別区からの財源移転は試算3でも37%にのぼり、独立した地方自治体とはいえない、⑤市民に身近な事業を一部事務組合が担うのは「ニア・イズ・ベター」に反する、⑥126もの法律改定が可能なのかといった点を指摘している。

最後に、公明党待合幹事長の反対討論（2014年10月27日）が出されたが、これまでの政党会派の論点をすべて網羅した点に着目すべきである。①自治体の構造をいじったくらいで大阪経済が成長に転じるとは全く思えない、②基礎自治体中心の考えと矛盾、③府と市のコップ内での財源・権限の整理であり、再編後の府の財政シミュレーションが全く示されていない、④政令市を放棄して5つの特別区にする意味がわからない（関西の大都市は京都市と神戸市だけになる）、⑤6,418億円（2013年度）の市税がわずかに4分の1の区税に激減し、府に区は埋もれる依存した団体になる（まともな自立した基礎自治体ではない）、⑥市民サービスの低下を招くだけであり、中核市並みどころか、一般市以下の、自立性も魅力も無い、発展・競争性も発揮されない自治体が5つも誕生する、⑦人口70万人規模の特別区が含まれるなど、理念を捨て、コスト優先で、ニア・イズ・ベターは方便であった、⑧二重行政の解消により毎年四千億円からの財源を生み出すことは最低ライン（政治の約束）であったが、純粋な統合効果はわずか毎年1億円に過ぎない、⑨特別区設置によるコスト

増は、庁舎改修費、新庁舎建設費で497億円、システム改修費150億円、移転経費5億円、その他街区表示板、看板、広報、備品などで9億円、総計最大680億円もの多額の経費がかかることが明らかになっており、マイナス効果しか見通せない状況に愕然とする、⑩百以上の一部事務組合の予算規模6,400億円は、政令指定都市堺市の全会計にほぼ匹敵し、行き場のなくなった事務事業を押し込めるだけ押し込めて、巨大化した、といった問題点が指摘された。

結論を一言で言えば、大阪都構想による二重行政の解消という論点は詭弁でしかなかったということになる。

IV 「大阪都構想」における住民投票の教訓

大阪都構想では、2015年5月17日に「大都市地域特別区設置法」の是非をめぐって住民投票が実施された。住民投票用紙に「賛成」か「反対」のいずれかに○印を記入する方法で行われた。結果は、投票総数1,406,084（投票率66.8%）のうち、賛成694,844（49.6%）、反対705,585（50.4%）であった。投票数だけをみれば、僅差で反対票が賛成票を上回ったようにみえる。地域別にみれば、北部が賛成多数、南西部が反対多数の傾向であり、年齢別にみると、若年層に賛成多数、高齢者ほど反対多数という結果がみられた。住民投票の1週間前に産経新聞社が行った世論調査によれば、賛成意見では、「思い切った改革が必要だから」41.0%、「二重行政が解消されるから」27.7%、といった理由であり、反対意見では、「メリットが分からないから」32.1%、「住民サービスが良くならないから」14.6%であった。

また読売テレビの出口調査によれば、賛成派の投票理由は、「行政の無駄が削減される（43%）」、「大阪の経済成長につながる」（26%）、「地域に応じた政策が行える」（6%）、「住民サービスが充実する」（3%）となっており、反対派の投票理由は、「これまでの議論に納得できない」（25%）、「大阪市が無くなるから」（20%）、「行政の無駄の削減にならない」（14%）、「住民サービスに格差が生じる」（11%）といったものであった。

「大阪都構想」に対する支持層について詳しく

みると、2000 年代以降の格差社会がもたらした構図がくっきりと浮かび上がってくる。特に象徴的な支持層は、①若年の一人暮らし層で所得も相対的に高い「勝ち組」であること、②コミュニティとの関係が希薄であり、将来別に地域へ転出していく可能性が高いこと、③稼得した所得から高い税金を支払っていることとは反対に、福祉や教育などの行政サービスを受けているという実感が薄い層、④その傾向は女性よりも男性の方が強くあらわれるといった点にある。したがって、支持層の多くは、民間とは異なる公務員への敵対意識や「負け組」である貧困者に対する冷ややかな眼差しを向けやすい層でもあり、所得を生み出さない高齢者も「負け組」として映ることになり、「勝ち組 vs. 負け組」という構図にもあらわれているとみてよい。一言で言えば、2000 年代小泉内閣以降日本を席卷した新自由主義的社会思想に最も染まりやすい社会層とみることもできる。

橋下元市長は、「大阪都構想」のなかで、行政サービス削減、公務員バッシング、民営化、中間組織の破壊など、新自由主義を体現した自治体改革を推進することを高らかに謳ってきた。「大阪都構想」は大阪市を廃止解体するものであり、究極の行政改革であるとみてよい。大阪市の権限・財源の大半は大阪府に移管され、それはカジノ誘致やベイエリア開発へとつぎ込まれることになるため、大企業にとってみればビジネスチャンスにつながる可能性があり、強者の論理をさらに強めていくこととなる。

こうしたなかで、大阪市では、大阪市なくさんという市民ネットワーク、府民のちから2015、民意の声、大阪市がなくなるで！えらいこっちゃんの会、大阪をよくする会、明るい会、市地域振興会、大阪市商店会総連盟、大阪府保険医協会、大阪府歯科保険医協会、大阪薬剤師会、住之江区医師会、平野区医師会、日本商工連盟大阪地区、府トラック協会、大阪タクシー協会、大阪バス協会、SADL、大阪市立大学の統合問題を考える会、大阪文化団体連合会、全大阪生活と健康を守る会連合会、大阪文化団体連合会、大阪都構想のリスクを明らかにする学者の会、女性団体など数多く

の市民団体などが、学習型市民運動を展開した。

それは、新自由主義的改革による弱者切り捨ての論理に対して、大阪の住民自らが大阪の将来を考えて行動した結果であり、そうした地道な草の根の運動が住民投票結果に表れたとみるべきであろう。静岡県都構想の議論はまだ始まったばかりだが、構想がもたらすものが一体何なのか、いまいちど考える必要がある。

【主な参考文献・資料】

森裕之「静岡県都構想を考える—『大阪都構想』との比較から」（2016 年 1 月講演資料）
富田宏治, 森裕之, 梶哲教, 中山徹, 大阪自治体問題研究所編（2015）『**大阪市解体それでいいのですか？—大阪都構想 批判と対案—**』自治体研究社
川瀬憲子（2011）『「分権改革」と地方財政—住民自治と福祉社会の展望』自治体研究社
静岡県都構想関係資料
静岡県議会議事録
全国知事会資料
大阪市資料
『静岡新聞』2015 年 5 月以降の各種関連記事

次ページ

図 1 の出典は

静岡県「静岡県型県都構想について」（2015 年 10 月）

図 2 は森先生の PP 資料より

大都市制度の見直しについて

1 大都市制度の経緯

- ・昭和18年：東京府と東京市が統合され、東京都が誕生
- ・昭和22年：地方自治法により五大都市を対象に「特別市」制度が発足（特別市の立地する府県の反対が強く昭和31年に廃止）
- ・昭和31年：指定都市制度（政令で指定する人口50万人以上の市）創設

2 指定都市制度の現状と課題

- ・指定都市については、その指定の人口要件は100万人以上（平成の合併時に70万人以上に緩和、現在は100万人以上）
- ・道府県並みの権限
- ・現在20の市が指定（別掲）
- ・第30次地方制度調査会答申（平成25年6月）は、「指定都市と都道府県との実際の行政運営の中で、いわゆる『二重行政』の問題が顕在化している。」と指摘

3 新たな制度提案の例

- ①特別自治市構想（法令なし）
 - ・平成22年、全国の政令指定都市で構成する指定都市市長会が提案
 - ・特別自治市の市域は、道府県とは重ならず、自立
 - ・権限は、道府県と同等
- ②大阪都構想（大都市地域特別区設置法）
 - ・平成22年、大阪府と大阪市が提案
 - ・平成24年、大都市地域特別区設置法が成立（人口200万人以上が要件）
 - ・大阪府と大阪府を、広域行政を行う「都」と、住民に身近な行政サービスをを行う中核市並みの権限を持つ「特別区」に再編
 - ・平成27年5月住民投票
- ③県都構想（大都市地域特別区設置法の改正）
 - ・大都市地域特別区設置法に、「道府県庁が所在する政令指定都市」の一文を追加すれば全国15の政令指定都市で可能

東京都	国 東京都 市 市 市 市 市 特別区 特別区 23区 特別区 町 町 村
【提案②】 大阪都構想 (大都市地域 特別区設置法)	国 道府県→都* (大阪都) 市 市 市 市 市 特別区 特別区 (5区に再編) 特別区 町 町 村
【提案③】 県都構想 (大都市地域 特別区設置法 の改正)	国 道府県 (静岡県) (県都) 市 市 市 市 市 特別区 特別区 特別区 特別区 町 町 村
【提案①】 特別自治市 構想 (法令なし)	国 特別自治市 道府県 市 市 市 市 市 特別区 特別区 特別区 特別区 町 町 村

* 「都」への名称変更は別途法制化が必要

大都市地域における特別区の設置に関する法律

現 行 法	改正素案	引用条項等
第1条 (目的) この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。	(改なし)	
第2条 (定義) ①この法律において「関係市町村」とは、人口(地方自治法(昭和22年法律第67号)第254条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。)200万以上の指定都市(同法第252条の19第1項の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の市町村(当該市町村が指定都市である場合にあつては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。))であつて、その総人口が200万以上のものをいう。 ②この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。 ③この法律(第12条及び第13条を除く。)において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。	(定義) ①この法律において「関係市町村」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 1 人口(地方自治法(昭和22年法律第67号)第254条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。)200万以上の指定都市(同法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。) 2 一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村(当該市町村が指定都市である場合にあつては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。))であつて、その総人口が200万以上のものをいう。 3 道府県庁が所在する指定都市(第1号に掲げるものを除く。) ②この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。 ③この法律(第12条及び第13条を除く。)において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。	(地方自治法第254条) この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。 (地方自治法第252条の19第1項) 政令で指定する人口50万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することとができる。 (「次に掲げる事務」は省略)
第3条 (道府県の区域内における特別区の設置の特例) 地方自治法第281条第1項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができる。	(改なし)	(地方自治法第281条第1項) 都の区は、これを特別区という。

県都構想のメリットの例（精査中）

1 住民自治の強化による行政サービスの充実 （市から県都へ）

人口20～25万人規模の特別区において、住民が直接選挙によって選出した区長、区議会議員によって、住民のより近くで行政運営がされるため、住民の声を的確に反映した、きめ細やかな住民サービスの提供や区の実情や特性に合致した施策展開が期待できます。

項 目	現状・課題	メリット・その考え方
特別区の設置による基礎的行政サービスの充実	人口70万人、面積1,412k㎡の市域を3つの行政区によって運営している。	人口20～25万人規模の特別区の設置、特別区長の選挙による選出、各特別区への議会の設置により、市民の声、地域の実情をよりの確に反映した、きめ細やかな市民サービスの展開が期待できる。

2 二重行政の解消による一元的な行政運営の実現

県と市で、同様の目的で整備・運営されている施設や同様の目的で実施している事業があります。これらの一体的な運営や集約化を行うことによって、より効果的で質の高い行政運営が期待でき、同時に削減されたコストを他の重点分野や緊急課題に集中投資するなど、スケールメリットを活かしたメリハリのある財政運営が可能になります。

項 目	現状・課題	メリット・その考え方
美術館、文化会館等	市内に県立美術館と市美術館、県の施設グランシップと静岡市民文化会館、静岡市清水文化会館マリナート、静岡音楽館AOIが存在する。	施設の一体的運営により、人材や収蔵品等の資源の有効活用を図り、企画力や利用者サービスの向上、経営の効率化が期待できる。
図書館	市内に県立中央図書館と静岡市立図書館12館が存在する。県立図書館は、県内公立図書館の基幹として、貴重資料や専門書の収集・保存や市立図書館の支援をしており、市立図書館では話題の図書の貸出・閲覧や市関連文献の収集・保存を行っている。	県立図書館と12の市立図書館を一体化すれば、ビジネス、地域資料、芸術、児童書、貴重書等の分野に特化した分館の設置など、より特色のある図書館の構築が期待できる。
スポーツ施設	静岡市西ヶ谷総合運動場内に、県が設置する県立水泳場（50mプール、飛込みプール）と、市が設置する西ヶ谷屋内プール（25mプール）が隣接している。	施設の一体的運営により、利用者が申し込みを1か所で行うことができ、駐車場も全体調整により確保しやすくなる、減免等の規定も統一できるなど、利用者の利便性向上が期待できる。

項 目	現 状・課 題	メリット・その考え方
病院	市内に県立総合病院と市立静岡病院、市立清水病院があり、県立総合病院は、県内の中核的基幹病院として、高度・特殊・先駆的医療の提供、地域医療の支援等を行い、市立病院は、市の基幹病院として、高度専門医療、市民の安全確保のための救急医療等を提供している。	各病院の機能・役割を維持した上で、一体的な運営を行うことにより、医療人材の確保、経営の効率化が期待され、効率的で質の高い医療の提供が可能となる。
感染症対策	感染症対策は、政令指定都市の区域では市が、それ以外では県が担っている。新型インフルエンザや風しんなど、住民の生命・健康を脅かす感染症への対策を全県域で統一的に進めるには、政令指定都市との調整が必要であるため、事業実施が遅れる事例も発生している。	県民の生命・健康に関係する施策は、特に迅速な対応が求められるが、事業実施主体が一体化することにより、必要な対策を迅速かつ統一的に実施することが可能となる。
高等学校	市内に2校の市立高校があるが、教員の大部分は県で採用しており、県の人事異動により配置している。県立・市立間の異動においては、任命権者が異なるため、一度、退職の手続きを行う必要がある。	一体化によって、人事異動の対象人数が拡大し、これまでよりも柔軟で適切な人事異動が促進され、学校の活性化につながることを期待される。

3 県都にふさわしい広域的な視点に立った地域づくりの推進

県と県庁所在地の政令指定都市が一体化することによって、広域的な視点に立った、戦略的な地域づくりや、県都にふさわしい都市的な魅力の形成を、スピード感をもって推進することが期待できます。

項 目	現 状・課 題	メリット・その考え方
県の中核都市（県都）というコンセプトに基づいた地域づくり、都市の成長戦略等の計画・実現の一元化	県庁所在地の市には、県の中核都市としての県の計画と、市の計画が並存している。両者の方向性が異なる場合には、地域の特徴を生かした統一感を持った地域づくりを効率的・効果的に行うことが難しい。 例) ・東静岡地区の文化・スポーツの殿堂整備 ・国際観光に対応した日本平、清水港の魅力向上 など	県の中核都市（県都）としての地域づくり、成長戦略等の企画を、広域的な視点を持つ県が一元的に行うことにより、静岡市民にとって県都の住人として誇りある地域づくり、訪れる人にとって魅力ある地域づくりの効果的な実施が期待できる。また、計画の作成・執行に関する人的、時間的な重複が解消できる。
景観・まちづくりなどの都市景観行政	静岡市では、景観、まちづくりなどの都市計画行政について、市域を主体とした規制や誘導を行っている。	都市計画法及び景観法に基づく権限が市から県に移った場合、市域を超え、より広域的な視点に立った、景観形成やまちづくりなどの都市計画行政が可能となる。
広域道路ネットワークの整備	静岡市では、市内の道路整備について、長期的な計画に基づき、市の財政規模に応じて、整備箇所や重点箇所を決め、計画的に整備を行っている。	静岡市管理の国道が県道が県管理になった場合、広域道路ネットワーク整備などの観点などから、整備箇所や重点箇所を決定することができ、裁量度が拡大する。

図2 大阪都構想で二重行政として検討された項目

B項目一覧

(出資法人)
サービスや利用者の重複、財務や投資の状況などを整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
1 信用保証協会	信用保証協会 大庫・佐々木参与
2 国際交流財団	国際交流センター
3 保健医療財団	環境保健協会
4 道路公社	道路公社
5 住宅供給公社	住宅供給公社
6 堺泉北埠頭(株)	大阪港埠頭(株)
7 文化財センター	市博物館協会 (発掘調査業務のあり方)

(集客施設【公の施設等】)
サービスや利用者の重複、収支コスト、公民の役割分担などを
整理分析し、あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
10 府立中央図書館	市立中央図書館
11 府立体育会館	市立中央体育館
12 門真スポーツセンター	大阪プール
13 府立大型児童館 ビッグバン	キッズプラザ大阪
14 大阪国際会議場	インテックス大阪

☐ は担当参与

(公設試験施設)
検査・研究機能のあり方や経営形態などについて整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
8 産業技術総合研究所	工業研究所 木谷参与
9 公衆衛生研究所	環境科学研究所 木谷・大嶽参与

(その他の施設【公の施設等】)
府市の役割分担やサービスの必要性などを整理分析し、
あるべき姿を検証

大阪府	大阪市
15 こども青少年施設	こども青少年施設
16 障がい者交流促進センター	障害者スポーツセンター
17 マイドームおおさか (産業振興機構)	産業創造館 (都市型産業振興センター) 古我参与
18 ドーンセンター	クレオ大阪
19 府立高校	市立高校
20 府立支援学校	市立特別支援学校
21 こころの健康総合センター	こころの健康センター
22 犬管理指導所	動物管理センター

大阪府市資料

(資料) 大阪府市資料。

県内市町の国保の現状と 2 0 1 8 年国保の県移管の課

第 1 回国保問題研究会開催される



2月6日県教育会館にて地方自治研究所主催の第1回国保問題研究会が開催され、30名が参加し熱心に学び交流しました。

講演テーマは「静岡県内市・町の国民健康保険の現状と2018年国保の県移管の課題」で講師は酒井政男研究所副理事長・元静岡県議会議員が行いました。

酒井氏は、市・町国保会計の現状・問題点を6点に渡って解明しました。

- ① 国保の構造的課題、農家・零細事業者・年金者の抵所得者構成の問題
- ② 所得減少・保険料高騰で担税力を超える国保料の引き下げは焦眉の課題
- ③ 所得・若年世帯ほど重い、応能50・応益50の改善は根本問題
- ④ 短期保険証・資格証明など罰則強化による重症化の問題
- ⑤ 国保滞納・差し押さえは、生活保護→自殺の新たな貧困連鎖の問題
- ⑥ 医療を受ける権利保障は自治体の責務。

又、戦後の医療史を踏まえ、国民健康保険を真の「国民皆保険」とするため国庫負担を50%に戻すなど5点の提案を行いました。

最後に、県移管の問題にもふれ「県移管で問題が解決するのか」、むしろ市町国保への圧力が強化される見通しを述べ、今年度から始まっている1700億円の国庫繰り入れによる国保料引き下げや加入者の声を「国保運営方針」に反映させる取り組みが重要になっていることを提案しました。

およそ60分の講演後の質疑応答では、参加者から活発に質疑が出されました。「県移管して今行われている繰り入れはどうなるのか」「県が出した資格証明書についての通達の効果の具体例は?」「法定内繰入と法定外繰入の違いは?」「特定健診の差はどこから生まれるのか」など。



次回の第2回国保問題研究会は5月28日に予定されています。(会場は静岡国労会館)

こども医療費助成制度に関する市町アンケート 結果について ～入院食事代を助成の対象に

静岡県保険医協会 村山 俊一

保険医協会ではこども医療費助成制度に関する市町アンケートを実施しました。

アンケートでは市町が行っている「こども医療費助成」のうち、入院時食事療養の負担増に関し今後の予定を伺った他、財務省などで検討されている居住費負担について伺いました。

【入院時食事療養費】

入院時食事療養については今後 2 年間で一食当たり 200 円の引上げが決まっており、一か月の入院では1万8千円もの負担増となる。

現在、入院時食事療養費を助成の対象としているのは、17 市町で、負担増後も「助成の対象とする」と回答したのは 10 市町でした。一方で現在実施している助成について「今後検討する」との回答は 6 市町あり、今後の助成対象外とされる懸念が生じています。その他未定との回答が 1 町でした。

また「入院時食事療養費」を助成の対象としていない市町は 18 市町で、入院時食事療養費を助成対象とするかとの問いには 18 市町全て「予定していない」との回答でした。

なお、県が「助成の対象とした場合」は「助成の対象とする」と回答した市町が 4 市町あり、県の助成制度改善も求められることが判明しました。

その他「対象としない」と回答したのは静岡市のみでした。その他の市町は「今後検討する」との回答であった。

【居住費負担】

財政審が、入院時生活療養において居住費（光熱水費相当）の負担を求めていくべきと主張していることについて、「負担はおかしい」と回答した市町は 3 市町で「理解できる」と回答した市町 3 市町であった。それ以外は「わからない」との回答であった。行政当局が国の方針に異論を出しにくい現状はあることを考慮しても「わからない」が圧倒的に多く、居住費負担問題について保団連・協会の見解など資料提供が今後の対策として必要と思われる

居住費負担となった場合、「助成制度の対象にするか」との問いには「検討する」との回答がもっとも多く、24 市町で、「県が助成の対象とした場合検討する」と回答したのは 3 市町。「対象としない」と回答したのは静岡市と富士市でした。居住費負担でも県制度の拡充が求められることが判明しました。

食事療養費の大幅引き上げや検討されている「居住費負担」が実施されれば、大変な負担増となります。お金の心配なく安心して医療が受けられるよう「助成制度の拡充」が求められます。

安倍首相の原発再稼働の論理への反論

静岡県地方自治研究所副理事長 林 克

はじめに 9月の原発再稼働の時期に向けて

世界一危険な浜岡現場の再稼働の時期が迫っています。中部電力が9月末に安全対策を終了する時期が、規制委員会が適合性審査を終了する時期と言われ、最短で今年の秋には県民の前に再稼働させるかどうか問われることになります。

2014年に閣議決定されたエネルギー基本計画によると、「規制委員会による新規規制基準に係る適合性審査を受けた上で、地元の同意等の手続を経るプロセス」とされており、年内には市町の同意、翌年には静岡県の同意が問われることになります。静岡県知事は、同意にあたっては県民の意見を聞くと言っているため、県民の世論の動向がこのカギを握るため、原発なくす会静岡をはじめとした「再稼働を認めないで署名」実行委員会では、知事に向けて同意しないように要請する運動を強めています。いずれにしても知事は世論の動向に左右されることは間違いなく、的確な運動が求められています。

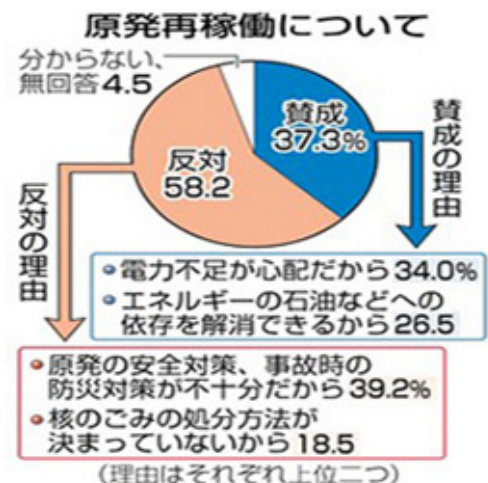
安倍首相、経済的理由で再稼働を誘導

署名は昼休みに街頭署名をすると、1時間でコンスタントに100筆を超える関心の高さが持続していますが、その中で気になるのが、青年層の署名が減ってきていることです。原発事故の直後や全国で再稼働反対の運動が巻き起こったときは、若者が先を争うように署名していました。

それは世論調査の中に現れています。図は東京新聞が咲く秋に実施した世論調査ですが、原発再稼働に反対は58.2%、賛成は37.3%で反対が過半数を大きく上回る数字となっています。しかしこの中で20代、30代の青年層の中で賛成の割合が増えており、賛成の理由は「電力不足が心配だから」「エネルギーの石油などへの依存を解消できる」があげられています。

今、ブラック企業が横行する中で非正規労働者が全体の4割を占めるようになり、青年層は正規・非正規問わず不安定な雇用条件のもとにおかれています。経済が悪くなることによって、自らの雇用・労働条件が脅かされる層といわなければなりません。原発は安定していて安いという宣伝が、若年層を中心に一定浸透しているとみるべきではないでしょうか。

では安倍首相は原発再稼働に何と言っているのでしょうか。2015年の所信表明演説において「この三年で再稼働させるものは再稼働させる。安定的な電力をしっかりと得ることが経済成長、安心できる生活にもつながっていく」と述べています。また雑誌の対談の中で



「目下、国内の原発をすべて止めているがために、火力発電の稼働に要する追加燃料の輸入増などで、毎日、100 億円もの国富が海外に流出しているのです。これは貿易赤字を拡大させているばかりか、電気料金の値上げにより、国民負担にもつながっています」とも言っています。毎日 100 億円日本は損していると言われれば、気持ちがなびくというものです。

原発は安定して安いのか？

それでははたして原発は安定していて安い電源なのでしょうか。そもそも 2013 年 9 月に大飯原発が点検のため停止してから約 2 年間、停電もなければ電力不足も生ぜず、電気は足りている現状で、再稼働させる必要などありませんでした。だからこそ毎日 100 億円の国富の流出という、センセーションルナ設定が必要だったわけです。

安定していないことは、国民の実感としてあります。浜岡原発 5 号機は 3.11 の前においても稼働期間より事故やトラブルでの休止期間の方が多いことは事実ですし、何よりも空くしま第一原発事故を目の当たりにすれば原発は安定した電源とは言えません。使用済み

核燃料の処理のめどが立たないことも、その不安定さを増幅しています。ものすごく危険なもの、事故を起こす要因となるものを孫子の代まで送ることは倫理に反するということはドイツ人でなくても分かる話です。

さて安倍首相が言うように。ほんとうに毎日 100 億円も国富が海外に流出しているのでしょうか。自然エネルギー財団とい

うところがそれに反論しています。まず毎日 100 億円というのは、もし福島事故もなく原子力発電が順調に稼働していたら 2,748 億 kWh を発電していました。安倍首相はこれがす

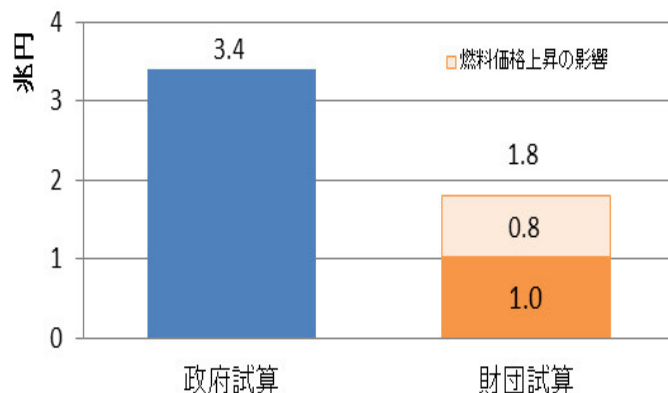
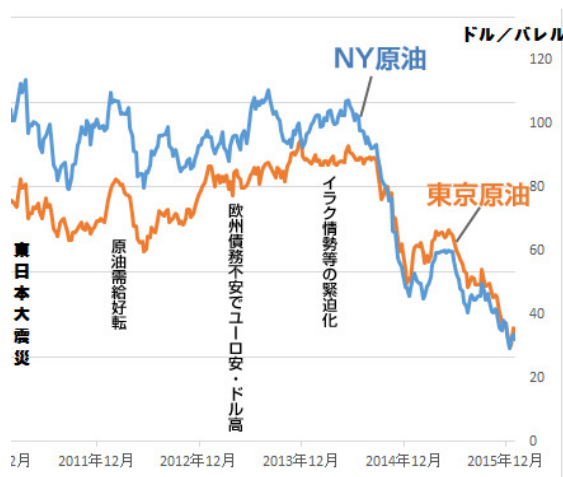


図 原子力発電停止に伴う燃料費の増加分の試算結果 (2014 年度)



べて化石燃料に置き換わったことを前提として 3.4 兆円が石油代金などで海外に流出しているというのです。だから 1 日に直すと約 100 兆円。

しかしこれはあまりにも詭弁と言わなければなりません。なぜならば 3.11 以降国民は節電に励み、LED などの省エネ手段の浸透にもよって 15% もエネルギー消費が減少し、それを換算すると 1.8 兆

円の影響でしかありません。しかもそのうち 0.8 兆円はアベノミクスの円安政策で為替が不利に振れていることの影響で、実質的な流出は 1.0 兆円にしかすぎません。しかもこの間、2014 年に 1 バレルあたり 110 ドル台だった原油価格は、2015 年末には 30 ドル台となり、この金額はますます低下しています。

だから安倍首相の毎日 100 億円ずつ国富が海外に流出しているというのは、事実と反する悪質な詭弁と言わなければなりません。

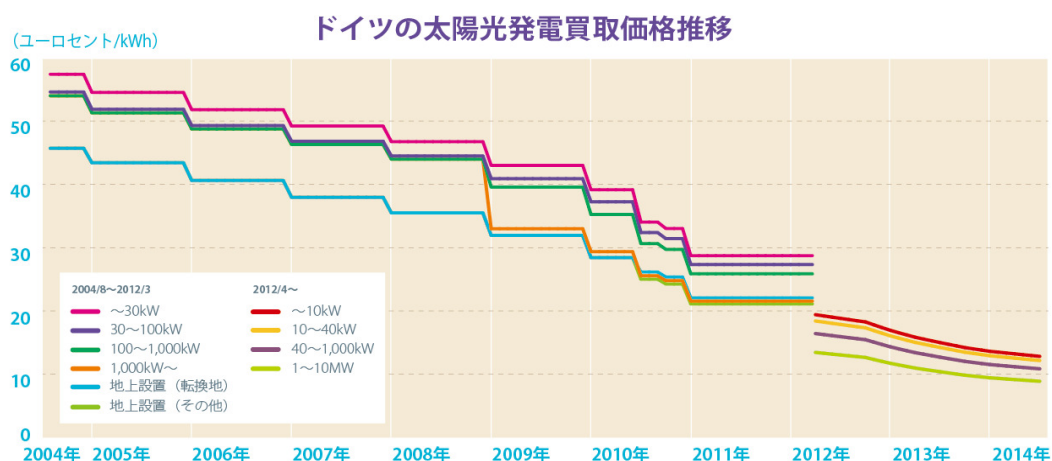
原発は安いのか？

原発は本当に安いのでしょうか。各電源の発電コストは、資源エネルギー庁の試算（2014 年）によると、原子力 10.1 円/kWh に対して LNG 火力 13.7 円/kWh、水力 11.0 円/kWh、風力 21.9 円/kWh、太陽光 24.3 円/kWh となり、原発は安いという数字をはじき出しています。しかしこれまで立命館大学の島教授など、さまざまな方が指摘しているように原発の発電コストには、使用済み核燃料の処理の費用や事故の賠償を不十分にしか算入していないという指摘がされ、脱原発を唱える三上湖西市長によれば、使用済み核燃料の最終処分や損害保険のコストを加算すると、浜岡で発電される電気は 201 円/kWh に上ります。自家用車などは事故が起きる前提で損害賠償保険が義務付けられていますが、あれだけ大きな事故、わが国最大の公害事件を引き起こした原発が、保険の義務付けられず稼働すること自体理解できません。

再エネは高いのか？

2014 年にエネルギー基本計画においても再生可能エネルギーは、ベースロード電源と位置づけられた原発とは違い、不当に「発電コストが高く、安定供給上の問題がある（太陽光）」されています。「原発は安定していて安い」の対は「再エネは不安定で高い」というもの。ほんとうに再エネは高いままなのだろうか？

ご承知のように現在導入されている固定価格買取制度は、再生可能エネルギーで発電された電気を一定の金額で買い取り、それを賦課金として広く電気料金に上乗せする制度。例えば太陽光パネルがこの制度によって普及していけば、量産によってパネルが安くなり、

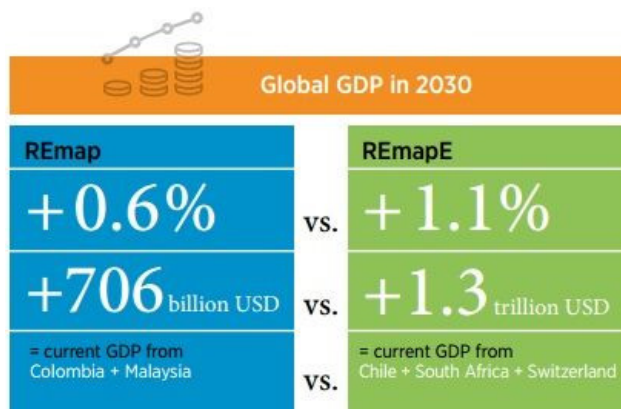


出典：Trends in Photovoltaic Applications (IEA)

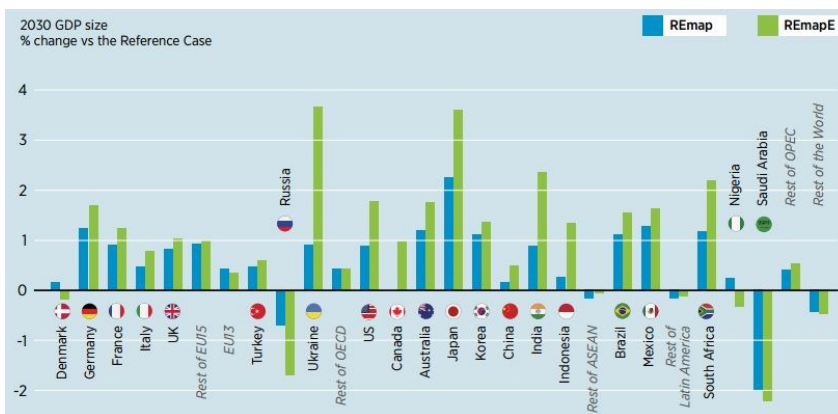
導入時の費用は減少するため、買取価格は順次低減していきます。

たとえばドイツにおいては、固定価格買取制度が本格化した 2004 年において 57 ユーロセント／kWh（74 円）から現在は 10 ユーロセント／kWh（13 円）に。制度としては紆余曲折がありながらも、固定価格買取制の目的である、普及させて価格を下げていく効果が実証されています。

再生可能エネルギーの効果はそれだけではなくありません。安倍首相は口をつぐんでいるのですが、再生可能エネルギーは「経済成長、安心できる生活」にもつながるものです。世界 140 か国の政府が加盟する IRENA（国際再生可能エネルギー機関）の試算において、2030 年までに再生可能エネルギーを 2 倍に拡大すると、GDP が 0.6% 上昇するという試算が発表されました。さらに空調



IRENA ホームページより



化促進で 3.5%も押し上げられることになります。これは日本が石油やウラン（2011 年までは毎年ウランだけで 1000 億から 1500 億円を輸入）などの一次エネルギーの輸入の割合が世界の

中でも高く、再生エネルギーの普及で「国富が海外に流出しない」ものとなるからです。

再生可能エネルギーは、経済成長にたいへんプラスであり、施策の組み方によっては地域経済を潤すものになることは、先進のヨーロッパ諸国の特徴です。

安倍首相は原発再稼働で「経済成長、安心できる生活につながる」と言いましたが、現状は無理をして危険な原発を再稼働させる理由とはなりません。むしろ原発にかわり再生可能エネルギーを広げたほうが経済的にプラスとなることは、再稼働が俎上に上る 9 月末に向けて確認していく必要があるのではないのでしょうか。

適正な指定管理者制度を考える研究会で事業主アンケートを実施

県内 347 事業所に発送、130 事業所が回答、このほど 「分析結果」まとまる

指定管理者制度とは、公の施設のより効率的、効果的な管理を行うために、その管理を民間の能力を活用する制度で平成15年から実施された。当初、政府は指定管理者制度の導入で新しい公共という名前で華々しく宣伝された。その主旨は、公の施設管理のコスト削減、並びに民間企業の活力や高いサービス能力を導入することで、地域住民の福祉の増進を図るという点であった。ところが、指定管理者制度導入10年を経過したが、実際に高い目標が達成されたのだろうか。また、その検証を実施してきたのかと問えば十分と言えないだろう。このような問題意識に基づいて調査検討を実施しています。

第一に、静岡県内で初めて指定管理者の下で事業所調査を実施したことである。静岡自治労連の調査では、静岡県各市町村で指定管理に委託する公の施設を運営する事業所が347団体となっている。各市町村のホームページでの公の施設を委託された団体や企業の名簿から判明しており、静岡県内では民間企業や団体の参入が少数にとどまっている点

る。運営事業所の大半は公的な団体や法人で占められている。

第二には経営の実態の把握を行ったこと。公の施設は、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文化施設、社会福祉施設と分類されている。各々施設の特徴や性格が異なるために、一概に経営実態を論じることは一定の留意が必要である。本調査から出た問題点としては、その経営実態は、毎年運営費が削減されていることによって、職員数が慢性的に不足し、その職員の雇用形態が非正規職員となっている。

第三には事業所からは指定管理を委託する地方自治体に対する要望、提案を提起したこにある。事業所側が指定管理者制度の問題点としては、選定基準が経費削減、人件費削減が第一であること。事業主の大半は、地元企業なのか、施設運営に関するノウハウ、経験を質的な内容を吟味せず、計量的な価格のみで決定していることに大きな問題とする。さらに、指定管理料は適切な金額でないことである。そこで、削減する費用としては、人件費や運営経費削減という点で補っていると回答している。

以上のような問題意識から、事業所の経営実態、勤労者の労働状況、そして指定管理者制度の実態をふまえ課題を提起するとしています。分析と課題の提案のダイジェスト版は後日紹介します。